

役員及び評議員の旅費等費用弁償に関する規定

社会福祉法人清心福祉会

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人清心福祉会定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 役員とは、定款第5条の規程による理事、監事を言う。

2 評議員とは、定款第13条の規程による評議員を言う。

第3条 役員が、法人の理事会等に出席した場合は、1回につき金10,000円を役員報酬として支払うことができる。但し、第6条による報酬を受ける役員及び当法人が経営する施設の職員はこの限りではない。

2 評議員が、法人の評議員会等に出席した場合は、1回につき金10,000円を役員報酬として支払うことができる。但し、当法人が経営する施設の職員はこの限りではない。

第4条 前条の支払は、出席の都度、現金にて支払うものとする。

第5条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合には、次表による旅費等を支給することができる。

交通費	宿泊費	日当	その他
実費	20,000円まで実費	5,000円	資料等実費

2 旅費は、原則として精算払いとする。但し、やむを得ない事由がある場合は、出張前に概算払いをすることができる。

3 役員及び評議員が法人業務のため出張する会議または研修等で、当法人が経営する施設の職員が同行出張する場合は、当該職員にも第1項の旅費等支給規程を適用する。

第6条 理事長が法人業務を行う場合、勤務実績に応じて、その者の申告により、次表による役員報酬を支給することができる。但し、当法人が経営する施設の職員はこの限りではない。尚、理事会、評議員会の出席時間はこの業務時間には含めない。

1ヶ月の勤務時間	1ヶ月の報酬
20時間以上28時間未満 ①	250,000円
28時間以上 ②	600,000円

第7条 前条の支払は、計算期間は当月1日から当月末日までとし、『勤務時間』に応じ月締めにて翌月25日に支給する。但し、当日が休日の場合にはその前日とする。

2 希望した場合は、その指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むこととする。

第8条 本規程を改正する場合は、理事会の議決を得なければならない。

附則

1 本規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 評議員会設置のため、本規程を平成13年9月29日に改正し、平成13年10月1日より施行する。

3 平成18年3月29日、勤務実績に応じた報酬支給のため、第5条の2の条文を追加改正し、平成18年4月1日より施行する。

4 平成20年12月20日、条文番号を「第5条の2を第6条」「第6条を第7条」へ変更し、同

日より施行する。

5 平成 22 年 3 月 27 日、第 6 条を改正し、同日より施行する。

6 平成 25 年 8 月 5 日、第 6 条を改正し、平成 25 年 9 月 1 日より施行する。

7 平成 29 年 2 月 17 日、第 3 条、第 6 条を改正し、平成 29 年 2 月 17 日より施行する。

8 平成 29 年 10 月 31 日、第 1 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条を改正し、平成 29 年 10 月 31 日より施行する。

9 平成 30 年 4 月 12 日、第 6 条、を改正し、平成 30 年 4 月 12 日より施行する。

10 令和 2 年 8 月 15 日、第 6 条の下線部分を改正し、令和 2 年 9 月 1 日より施行する。